(7)　補聴援助用ラジオマイク（聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
　(一)　七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数
　(二)　一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下の周波数
(8)　無線電話（(6)に規定するラジオマイク、(7)に規定する補聴援助用ラジオマイク及び(9)に規定する音声アシスト用無線電話を除く。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
　(一)　四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
　(二)　四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
(9)　音声アシスト用無線電話（視覚障害者の歩行を援助するための情報を音声によつて伝達する無線電話をいう。）用で使用するものであつて、七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
(10)　移動体識別（設備規則第二十四条第十五項に規定する移動体識別をいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
　(一)　九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数
　(二)　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数
(11)　ミリ波レーダー（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うものをいう。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
　(一)　六〇GHzを超え六一GHz以下の周波数
　(二)　七六GHzを超え七七GHz以下の周波数
　(三)　七七GHzを超え八一GHz以下の周波数
(12)　ミリ波画像伝送（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して行う画像伝送をいう。）用及びミリ波データ伝送（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して行うデータ伝送をいう。）用で使用するものであつて、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの
(13)　移動体検知センサー（主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報（対象物の存在、位置、動き、大きさ等）を高精度で取得するために使用するセンサーであつて、無線標定業務を行うものをいう。）用で使用するものの電波を使用するもの
　(一)　一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下の周波数（屋内において使用する場合に限る。）
　(二)　二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数
(14)　動物検知通報システム（国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信を行う無線設備をいう。）用で使用するものであつて、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

第六条第四項第六号中「一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下又は一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下であつて総務大臣が別に告示する周波数のほか、一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz」を「一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz」に改める。

第十五条の三第二号中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)から(18)までを(3)から(16)までとし、(19)を削り、同条第十号中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)から(8)までを(2)から(6)までとし、同号(9)中「（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）」を削り、同(9)を同号(7)とし、同号(10)中「（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）」を削り、同(10)を同号(8)とし、同号中(11)を(9)とし、(12)を(10)とする。

第三十三条第六号(1)中「第四十九条の六の三第一項及び第三項」及び「（第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合するものにあつては、送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）」を削る。

別表第四号中「第39条第2項」を「第39条第3項」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の二第二項中「第九条の四第三号」を「第九条の四第四号イ」に改める。

第二十一条第十三項中「フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局」を「設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局」に改める。

別表第二号の二第2注9(2)中「第49条の6の2及び」を削り、同表第3注9(1)中「第49条の6の2」を削る。

別表第二号の三第1注25ただし書中「、時分割多元接続方式携帯無線通信」を削る。

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の三の二　携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（第四十九条の六）」を「第四節の三の二　符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の二）」に、「第四節の三　時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の三―第四十九条の六の四）」を「第四節の二十八　時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の三）」に、「第四節の二十九　二〇〇MHz帯広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備（第四十九条の三十）」を「第四節の三十　二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十一）」に、「第四節の三十一　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の三十二）」を「第四節の二十八　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の三十）」に改める。